

立志と忠恕の深谷教育
～ふるさとを愛し、
夢をもち志高く生きる～



深谷市立藤沢中学校いじめ防止基本方針



令和6年4月1日

目 次

1 はじめに	1
2 いじめに対する基本的な認識	
(1)いじめの定義	2
(2)いじめの理解	2
(3)いじめの防止と早期発見、対応について	3
3 藤沢中学校基本方針の策定	4
4 藤沢中学校いじめ防止等対策委員会の設置	4
5 いじめの未然防止	
(1)生徒指導・教育相談体制の確立	5
(2)教師の姿勢と学級経営の在り方	6
(3)生徒一人一人を生かす教育活動と効果的な学習活動	7
(4)生徒の自浄能力を育てる	8
(5)学校と保護者・地域・関係機関との連携	9
(6)インターネット等を通じて行われるいじめの防止	9
6 いじめの早期発見	10
7 いじめに対する措置	10
8 重大事態への対処	
(1)重大事態の意味について	11
(2)重大事態の報告	12
(3)調査の趣旨及び調査主体について	12
(4)調査を行うための組織について	12
(5)事実関係を明確にするための調査の実施	12
(6)自殺の背景調査における留意事項	13
(7)その他留意事項	15
9 取組の評価・検証	15

<資料編> ・いじめ防止対策年間指導計画
 ・組織対応図
 ・生活(いじめ)アンケート
 ・教育相談事前記入力カード
 ・家庭用いじめ発見チェックシート
 ・いじめ早期発見チェックポイント
 ・いじめ防止取組チェックポイント
 ・いじめ撲滅宣言
 ・いじめ相談窓口一覧
 ・いじめ防止への取り組み 等

1 はじめに

本校では、これまでも「いじめはどの学校にも起こりうる。」という認識のもと、危機感をもって、いじめに対する取組を再点検してきた。近年、重大な事案は起こっていないが、反面、小・中一校という地域性から小学校期から継続的な心理的攻撃やスマートを介したネットの中傷被害が心配される。

本校の取組の中心は、校内支援委員会、生徒指導部会、保健室を中心とした、報告・連絡・相談の徹底による「早期発見」の重視と早期対応、さらに日頃からの、生徒会や体験的な人権教育、授業改善、道徳教育の充実による「未然防止」である。

さらに今回の「いじめ防止基本方針」策定を通し、学校だけでなく、家庭、地域、関係機関と一体となって、未然防止や早期対応に全力で取り組む組織づくりを推進する。そして、もし重大事態になった場合も、子供や保護者の立場にたって、教育委員会の指導のもと、しっかりと事実に向かい、教員の抱え込みを防ぎ、組織的な対応を行う。

ただ、基本方針を策定するだけでなく、生徒、保護者、学校はもちろん、意図的に、生徒会やPTA、学校応援団、公民館、青少年健全育成会等が連携・協働できるよう、具体策を示し、一步でもいじめ防止が組織的に対応できるように学校全体で取組む。その際、学校がウチとソトに開き、常によい情報も悪い情報も提供していくことが必要になる。

深谷市立藤沢中学校いじめの防止等のための基本的な方針（以下「藤沢中学校基本方針」という。）は、これらの対策を更に実効的なものとし、生徒の尊厳を保持する目的の下、深谷市・学校・家庭・地域その他の関係者が連携し、いじめ問題の克服に向けて取り組むよう、いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号。以下「法」という。）第13条の規定に基づき、本校の実情に応じ、本校におけるいじめの防止等のための対策に関する基本的な方針を定めるものである。

2 いじめに対する基本的な認識

(1) いじめの定義

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む。）であって、当該行為の対象となつた児童等が心身の苦痛を感じているものである。（法第2条）

具体的ないじめの主な態様は、以下のようなものがある。

- 冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる
 - 仲間はずれ、集団による無視をされる
 - 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする
 - 金品をたかられたり、隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする
 - 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする
 - パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる
- ※「深谷市いじめ防止基本方針」（平成26年2月10日）より

これらの「いじめ」の中には、犯罪行為として取り扱われるべきと認められ、早期に警察に相談することが重要なもののや、生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるような、直ちに警察に通報することが必要なものが含まれる。

(2) いじめの理解

いじめは、どの子どもにも、どの学校でも起こりうるものである。とりわけ、嫌がらせやいじわる等の「暴力を伴わぬいじめ」は、多くの児童生徒が入れ替わりながら被害も加害も経験する。また、「暴力を伴わぬいじめ」であっても、何度も繰り返されたり多くの者から集中的に行われたりすることで、「暴力を伴ういじめ」とともに、生命又は身体に重大な危険を生じさせ得る。

国立教育政策研究所による調査（H25.7「いじめ追跡調査 2010-2012」によれば、暴力を伴わぬいじめ（仲間はずれ・無視・陰口）について、小学校4年生から中学校3年生までの6年間で、被害経験を全く持たなかつた児童生徒は1割程度、加害経験を全く持たなかつた児童生徒も1割程度であり、多くの児童生徒が入れ替わり被害や加害を経験している。

加えて、いじめの加害・被害という二者関係だけでなく、学級や部活動等の所属集団の構造上の問題（例えば無秩序性や閉塞性）、「観衆」としてはやし立てたり面白がったりする存在や、周辺で暗黙の了解を与えている「傍観者」の存在にも注意を払い、集団全体にいじめを許容しない雰囲気が形成されるようにすることが必要である。

(3) いじめの防止と早期発見、対応について

ア いじめの防止

いじめは、どの子どもにも、どの学校でも起こりうることを踏まえ、より根本的ないじめの問題克服のためには、全ての生徒を対象としたいじめの未然防止の観点が重要である。全ての生徒を、いじめに向かわせることなく、心の通う対人関係を構築できる社会性のある大人へと育み、いじめを生まない土壤をつくるために、関係者が一体となった継続的な取組が必要である。

このため、学校の教育活動全体を通じ、全ての生徒に「いじめは決して許されない」ことの理解を促し、生徒の豊かな情操や道徳心、自分の存在と他人の存在を等しく認め、お互いの人格を尊重し合える態度など、心の通う人間関係を構築する能力の素地を養うことが必要である。

また、いじめの背景にあるストレス等の要因に着目し、その改善を図り、ストレスに適切に対処できる力を育む。加えて、全ての生徒が安心でき、自己有用感や充実感を感じられる学校生活づくりを進めることが必要である。

さらに、いじめの問題への取組の重要性について地域全体に認識を広め、地域、家庭と一体となって取組を推進するための普及啓発が必要である。

イ いじめの早期発見

いじめの早期発見は、いじめへの迅速な対処の前提であり、全ての大人が連携し、生徒のささいな変化に気付く力を高めることが必要である。このため、いじめは大人の目に付きにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけあいを装って行われたりするなど、人が気付きにくく判断しにくい形で行われることを認識し、ささいな兆候であっても、いじめではないかとの疑いを持って、早い段階から的確に関わりを持ち、いじめを隠したり軽視したりすることなく積極的にいじめを認知することが重要である。

いじめの早期発見のため、定期的なアンケート調査や教育相談の実施、電話相談窓口の周知等により、生徒がいじめを訴えやすい体制を整えるとともに、地域、家庭と連携して生徒を見守っていくことが必要である。

ウ いじめへの対応

いじめがあることが確認された場合、直ちに、いじめを受けた生徒やいじめを知らせてきた生徒の安全を確保し、いじめたとされる生徒に対して事情を確認した上で適切に指導する等、組織的な対応を行う。また、家庭や教育委員会への連絡・相談や、事案に応じ、関係機関と連携を進める。

このため、教職員は平素より、いじめを把握した場合の対処の在り方について、理解を深め、また、学校における組織的な対応を可能とするような体制整備を進めること。

エ 家庭や地域との連携について

社会全体で生徒を見守り、健やかな成長を促すため、学校と、家庭や地域との連携が必要である。例えばPTAや地域の関係団体等と本校が、いじめの問題について

て協議する機会を設けたりするなど、いじめの問題について、家庭や地域と連携した対策を推進する。

また、より多くの大人が子どもの悩みや相談を受け止めることができるようするため、学校と家庭、地域が組織的に連携・協働する体制を構築する。

才 関係機関との連携について

いじめの問題への対応においては、例えば、学校や教育委員会においていじめる生徒に対して必要な教育上の指導を行っているにもかかわらず、その指導により十分な効果を上げることが困難な場合などには、関係機関（警察、児童相談所、医療機関等）と適切に連携を行う。

例えば、教育相談の実施に当たり、必要に応じて、医療機関などの専門機関との連携を図ったり、法務局など、学校以外の相談窓口についても児童生徒へ適切に周知したりする。

3 藤沢中学校基本方針の策定

(学校いじめ防止基本方針)

学校は、いじめ防止基本方針又は地方いじめ防止基本方針を参照し、その学校の実情に応じ、当該学校におけるいじめの防止等のための対策に関する基本的な方針を定めるものとする。
(法第13条)

本校は、法の趣旨を踏まえ、国、埼玉県の基本方針及び深谷市の基本方針を参照し、本校の実情に応じ、本校におけるいじめの防止等のための対策に関する基本的な方針を定める。

藤沢中学校基本方針では、本校の実情に応じ、いじめの防止等の対策の基本的な方向を示すとともに、いじめの防止や早期発見、いじめへの対処が、本校において体系的かつ計画的に行われるよう、講ずるべき対策の内容を具体的に記載する。

また、いじめの防止等に係る日常的な取組の検証・見直しを図る仕組みや、本校におけるいじめの防止に資する啓発活動や教育的取組を具体的に定める。

更に、取組の実効性を高めるため、藤沢中学校基本方針が、本校の実情に即してきちんと機能しているかを点検し、必要に応じて見直す、というP D C Aサイクルを盛り込む。

4 藤沢中学校いじめ防止等対策委員会の設置

(学校におけるいじめの防止等の対策のための組織)

学校は、当該学校におけるいじめの防止等に関する措置を実効的に行うため、当該学校の複数の教職員、心理、福祉等に関する専門的な知識を有する者その他の関係者により構成されるいじめの防止等の対策のための組織を置くものとする。
(法第22条)

この組織は藤沢中学校基本方針に基づくいじめの防止等に関する取組を実効的に行う際の中核となる組織であり、実際にいじめ若しくはいじめと疑われる事案が発生したときの事実確認や法第28条で規定する重大事態が起きたときの調査をする組織の母体となるものとする。

この組織は、管理職、教務主任、生徒指導主任、学年主任、養護教諭、学校福祉相談員、保護者代表、主任児童委員等から構成される。また、個々の事案により、学級担任や部活動の顧問等が必要に応じて参加する。

さらに、必要に応じて弁護士、医師、教員・警察官経験者など外部専門家等が参加しながら対応することにより、より実効的ないじめ問題の解決に資するよう工夫する。

本校における当該組織の具体的な役割は、以下のとおりである。

- (ア) 藤沢中学校基本方針に基づく取組の実施や具体的な年間計画の作成・実行・検証・修正の中核としての役割
- (イ) いじめの相談・通報の窓口としての役割
- (ウ) いじめの疑いに関する情報や生徒の問題行動に係る情報の収集と記録、共有を行う役割
- (エ) いじめの疑いに係る情報があった時には緊急会議を開いて、いじめの情報の迅速な共有、関係のある生徒への事実関係の聴取、指導や支援の体制・対応方針の決定と保護者との連携といった対応を組織的に実施するための中核としての役割

なお、重大事態への対処については、必要に応じ、深谷市が設置する、「深谷市いじめ問題専門委員会」が組織に入ることも検討する。

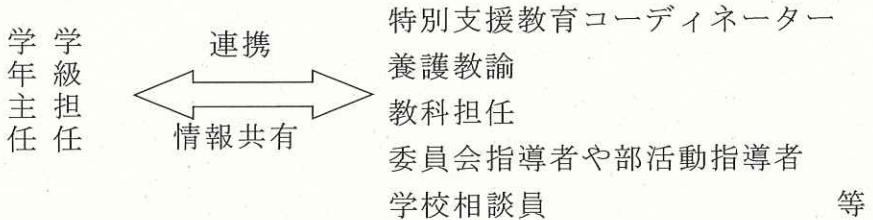
5 いじめの未然防止

(1) 生徒指導・教育相談体制の確立

教職員一人一人が、いじめ問題の重大性を認識し、いじめを決して許さないという共通認識に立ち、全教職員で生徒を見守っていく体制の充実を図るなど、生徒指導・教育相談体制を整備し、いじめの未然防止に努める。

- 教育相談体制の充実～相談活動がしやすい環境づくり
 - ・教師自身が生徒から相談されやすいような信頼関係づくり
 - ・教育相談が身近に感じられるような仕組みづくり
 - ・訪問しやすい相談室の環境づくり
 - ・日常の学校生活の中で気軽に相談できる雰囲気づくり。
- 教師の対応
 - ・一人一人の生徒に対する共感的理
 - ・話を聞く姿勢を示し、話しやすい雰囲気づくり
 - ・生徒の身になって考えようとする姿勢
- 多くの教職員で生徒を見守る（連携と情報の共有）

- ・積極的に情報を共有する場の設定…校内支援委員会（週1回開催）
 - ・若い教職員が気軽に先輩教師に相談できる雰囲気づくり
 - ・多くの教職員が話しやすく相談しやすい職場の雰囲気づくり



○相談技術の向上

- ・校内外の研修会を活用した相談活動、相談技術の充実

○スクールカウンセラーとの連携

- ・カウンセリングの在り方についての研修の充実
 - ・相談のあった生徒の支援についての連携

(2) 教師の姿勢と学級経営の在り方

教師自身が、生徒から信頼されるよう豊かな人間性を高めるなど、絶えず自己研鑽しながら学級経営を進めていくことが大切である。好ましい人間関係の保たれた学級集団にいじめは発生しにくいことから、生徒一人一人が学級に自分の居場所を感じるなど、存在感や連帯感を実感できる学級づくりに努める。

○教師としての基本的な姿勢

- ・正義や真理を大切にする姿勢
 - ・不正義に対する毅然とした態度
 - ・生徒理解に努める姿勢、実行力
 - ・教育に対する情熱と生徒への愛情

○生徒を見る教師の力

- ・生徒とふれあう機会や対話の重視
 - ・生徒の小さな変化を見逃さない感性
 - ・学校生活の中から生徒の関係を見抜く洞察力

○担任としての学級経営の心構え

- ・生徒と担任教師の好ましい人間関係と信頼関係の構築
 - ・すべての生徒が自分の居場所を実感できる学級づくり
 - ・どの子にも公平、平等に接する姿勢
 - ・生徒が対等の関係で生活できる人間関係の構築
 - ・学級の団結力を高める行事等への取組の重視

○思いやりの心をはぐくむ学級経営

- ・相手を受け入れ認め合える集団づくり
- ・発達障害のある生徒の把握
- ・弱い者を助ける勇気、善悪を判断する力、正義感の育成

(3) 生徒一人一人を生かす教育活動と効果的な学習活動

学校生活の大半を占める授業時間を、学ぶ楽しさが味わえる充実した時間にすることで、自己有能感を感じながら前向きに学校生活を送ることができるようになる。こうしたことから、すべての教育活動において、生徒が生き生きと活動できるよう指導を工夫するとともに、生徒一人一人が他者への思いやりの心をもち、人権尊重の態度を身に付けるなど、道徳性を高めていく活動を重視する。

○教科（わかる授業・楽しい授業）

<自己決定の場を与える>

- ・生徒が主体的に学べるよう、個に応じた支援を行う。
- ・生徒が、学習課題や学習方法、学習形態などを選択できるような授業を工夫する。
- ・一人で調べたり、考えたりする時間を十分に与える。
- ・生徒が、自分の考えをみんなの前で発表する場を設ける。
- ・教育機器の活用を図ったり、多様な教材、教具、資料を準備する。
- ・生徒が今日の学習をふり返り、これから学習について考えるような場を設定する。
- ・自分の考え方や思考過程が分かるようなノートの取り方の指導する。

<自己存在感を与える>

- ・どんな発言や考えも受け止めて大切にする。
- ・つぶやきを積極的に取り上げて、発表のチャンスを与えるようにする。
- ・生徒が協力して学習できるように、多様な学習形態を取り入れる。
- ・授業に意欲を見せない生徒や学業が振るわない生徒のつまずきに目を向け、支援方法を工夫する。
- ・授業の中で、「よくできたね」「がんばってるね」等の、承認や称賛、励ましをする。
- ・多様な考えを提示して、お互いの考えに気付かせる工夫をする。
- ・生徒によって、努力や真剣さの表し方には違いがあることを理解し、一人一人を生かす方法を工夫する。

<共感的な人間関係を育成する>

- ・良い態度をほめ、好ましくない態度は正すようにする。
- ・たどたどしい発言でも言い終わるまで待ったり、的外れの考え方や意見のように思われても、熱心に聴いたりする。
- ・間違った応答を笑わないように指導する。
- ・生徒一人一人を受け入れてほめ、生徒の人間性を認める。
- ・友だちの意見に対してうなづいたり、拍手したりするなど、反応を返すよう促す。
- ・生徒とともに学ぶ姿勢を大切にする。

- ・相互評価を取り入れ、お互いのよさを認め合うことができるようとする。
- ・発言をつなげ、集団での学び合いとなるようとする。

○道徳

- ・「思いやり」「寛容」「公正・公平」等、道徳的価値の自覚を深め、「いじめをしない、許さない」資質をはぐくむ道徳の時間の工夫
- ・人間の弱さや至らなさ等に共感し、よりよい生き方について考えられる発問の工夫
- ・生徒同士が互いの気持ちや考えを聞き合い、確かめ合える話合いの充実
- ・生徒の身近な体験を想起できる道徳の時間の導入・終末の工夫
- ・いじめの「被害者」「加害者」「傍観者」「観衆」それぞれの立場から考えられる読み物資料等の活用の工夫
- ・全教育活動を通じて、「個性伸長」や「生命尊重」等、自尊感情を高め、生命の大切さを学ぶ機会の充実

○特別活動

- ・学級経営を基盤とした生徒の望ましい人間関係や信頼関係を築く活動の重視
- ・集団活動をとおしてルールやマナーを学ぶ機会の充実
- ・学級会など、生徒が異なる意見を尊重しながら折り合いをつける話合いの工夫
- ・自ら判断し、行動できるようにする活動場面の設定
- ・社会性の育成を目指した指導法の工夫
- ・思いやりの気持ちをはぐくむ異年齢集団活動の充実（生徒会活動や部活動）
- ・豊かな自然体験や社会体験をとおした人間性や社会性の育成の重視

○総合的な学習の時間

- ・一人一人の課題設定を大切にした活動を通して、生徒が主体的に学ぶ学習過程の構築
- ・体験的学習、福祉（ボランティア）に関する活動や職場体験などの体験活動の充実
- ・地域社会の人とのかかわりを大切にした学習の充実

（4）生徒の自浄能力を育てる

生徒自身に「自浄能力」を身に付けさせることは、未然防止のなかで最も重要である。生徒の自主的、主体的な活動が、「いじめをやめさせたいと思う生徒」を育て、いじめを抑制する。自校に誇りを持ち「自分たちの学校ではいじめを絶対に許さない」という気運を高めることが大切である。

○生徒会活動

- ・リーダーを中心に自分たちの力で問題を解決していく実践力の育成
- ・いじめ問題を取り上げたり、標語や目標を作成したり、日常の活動からいじめをなくす取組の推進
- ・母校のよき伝統を継承する意識や校風づくりに一人一人が参加しているという

自覚と責任ある行動の育成

- ・毎年9月を「いじめ撲滅強調月間」とし、いじめ撲滅宣言など生徒の主体的な取組の推進

○部活動

- ・結果だけを目的にした指導（勝利至上主義）に陥らず、人間形成の場としての活動の位置付け
- ・リーダーを中心とした集団づくりと主体的な活動の実践
- ・集団として活動する利点を生かした、協調性や自主性の伸長
- ・保護者や学級担任とも連携を密にし、情報交換を大切にしながらお互いに相談できる体制づくり
- ・活動の準備中や後片付けでの子どもの様子を把握する工夫

（5）学校と保護者・地域・関係機関との連携

「いじめ問題」は、単に生徒や学校、家庭の問題としてだけではなく、すべての大人たちの問題として取り組むことが重要である。学校としては常に開かれた学校づくりに努め、保護者や地域と相互に協力できる体制をつくる。

○保護者への説明

- ・学校の姿勢や考え方を示し、保護者の理解を得る工夫
- ・保護者が集まる機会を利用したいじめ防止に向けた話題の提供

○家庭との情報の共有

- ・個人面談や家庭訪問を利用した、学校、家庭での様子等の情報交換

○地域社会との連携

- ・地域社会に呼びかけ、多くの人たちで生徒を見守る風土づくり
- ・日頃からの連携体制の充実
- ・生徒の校外生活の様子についての情報交換
- ・自治会や公民館が主催する多くの行事への積極的な教師の参加

○関係機関との連携

- ・生徒の健全な成長を願い、そのために関係機関（警察、医療機関、児童相談所、市立教育研究所、県立総合教育センター等）と連携を図る。
- ・平素から関係機関との情報交換や情報共有体制を構築する。例えば、教育相談の実施に当たり、必要に応じて、医療機関などの専門機関との連携を図ったり、法務局など、学校以外の相談窓口についても生徒・保護者へ適切に周知する。

（6）インターネット等を通じて行われるいじめの防止

近年、携帯電話、パソコン、スマートフォン等によるインターネットの家庭への普及が急速に進んでおり、生徒についても、「ネット上のいじめ」や、詐欺等の犯罪の被害等、インターネット上のトラブルに巻き込まれる危険性が増してき

ており、警察などの関係機関や保護者等と連携して、対策を講ずる必要がある。

- ネット問題について生徒向け講演会を毎年度実施
 - ・埼玉県警サイバー犯罪対策課、深谷警察署生活安全課への講演依頼
 - ・青少年のネットモラル啓発DVD等の具体的な資料等の活用
- 保護者の意識啓発
 - ・保護者対象のインターネット意識啓発講演会を実施する。（PTAや公民館との連携）

6 いじめの早期発見

- (1) いじめは大人が気付きにくく判断しにくい形で行われることを認識し、些細な兆候であっても、いじめではないかとの疑いを持って、早い段階からの的確に関わりを持ち、いじめを積極的に認知する。
- (2) いじめの早期発見を徹底する観点から、例えば、チェックリストを作成、共有し、全職員で実施する等、具体的な取組を行う。
- (3) いじめの早期発見のためのアンケート調査を適宜、実施する。
- (4) アンケートに加えて、担任や相談員による個人面談を行う。
- (5) 日常から生徒への声かけを行い、相談しやすい環境づくりを行う。
- (6) 掲示物や机の落書き、ロッカーや下駄箱の中など、いじめ防止の視点で日常から点検を行う。

7 いじめに対する措置

- (1) いじめが認知された場合には、特定の教員で抱え込みず、学校いじめ防止等対策委員会を中心として速やかに対応し、被害生徒を守り通すとともに、加害生徒に対しては、当該生徒の人格の成長を旨として、教育的配慮のもと、毅然とした態度で指導を行う。
また、指導の結果を教育委員会に報告する。
- (2) 被害生徒に対しては事情や心情を聴取し、生徒の状態に合わせた継続的なケアを行う。
- (3) 加害生徒に対しては事情や心情を聴取し、再発防止に向けて適切に指導するとともに、生徒の状態に応じた継続的な指導及び支援を行う。
- (4) 周りではやし立てる生徒に対しては、はやし立てことなどは、いじめていることと同じであることを理解させる。また、被害者の立場になって考えさせ、いじめの加害者と同様の立場にあることに気付かせる。
- (5) 見て見ぬふりをする生徒に対しては、いじめは他人事ではないことを理解させ、いじめを知らせる勇気を持たせる。また、傍観は、いじめ行為への加担と同じであることに気付かせる。
- (6) 学級等全体への対応
次の点に留意し、いじめの早期発見、早期対応、早期解消に努める。

- ・ 話し合いなどをとおして、いじめを考える。
- ・ 見て見ぬふりをしないよう指導する。
- ・ 自らの意志によって、行動がとれるように指導する。
- ・ いじめは許さないという断固たる教師の姿勢を示す。
- ・ 道徳教育の充実を図る。
- ・ 特別活動をとおして、好ましい人間関係を築く。
- ・ 行事等をとおして、連帯感を育てる。

(7) いじめが犯罪行為として取り扱われるべきと認めるときは、深谷警察署と連携して対処する。特に、生徒の身体又は財産に重大な被害が生じる恐れがあるときは、直ちに深谷警察署に通報し、援助を要請する。

8 重大事態への対処

(学校の設置者又はその設置する学校による対処)

学校の設置者又はその設置する学校は、次に掲げる場合には、その事態（以下「重大事態」という。）に対処し、及び当該重大事態と同種の事態の発生の防止に資するため、速やかに、当該学校の設置者又はその設置する学校の下に組織を設け、質問票の使用その他の適切な方法により当該重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行うものとする。

- 一 いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
- 二 いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。
- 2 学校の設置者又はその設置する学校は、前項の規定による調査を行ったときは、当該調査に係るいじめを受けた児童等及びその保護者に対し、当該調査に係る重大事態の事実関係等その他の必要な情報を適切に提供するものとする。
- 3 第一項の規定により学校が調査を行う場合においては、当該学校の設置者は、同項の規定による調査及び前項の規定による情報の提供について必要な指導及び支援を行うものとする。

(法第28条)

(1) 重大事態の意味について

「いじめにより」とは、各号に規定する生徒の状況に至る要因が当該生徒に対して行われるいじめにあることを意味する。

また、第1号の「生命、心身又は財産に重大な被害」については、いじめを受ける生徒の状況に着目して判断する。例えば、

- ・ 生徒が自殺を企図した場合
- ・ 身体に重大な傷害を負った場合
- ・ 金品等に重大な被害を被った場合
- ・ 精神性の疾患を発症した場合

などのケースが想定される。

第二号の「相当の期間」については、不登校の定義を踏まえ、年間30日を目安とする。ただし、生徒が一定期間、連続して欠席しているような場合には、上記目安に関わらず、本校の判断により、迅速に調査に着手する。

また、いじめられて重大事態に至ったという申立てが生徒や保護者からあったときは、その時点で本校が「いじめの結果ではない。」あるいは「重大事態とは言えない。」と考えたとしても、重大事態が発生したものとして報告・調査等に当たる。

(2) 重大事態の報告

重大事態が発生した場合、深谷市教育委員会を通して、市長に報告する。

(3) 報告調査の趣旨及び調査主体について

法第28条の調査は、重大事態に対処するとともに、同種の事態の発生の防止に資するために行うものである。

本校は、重大事態が発生した場合には、直ちに深谷市教育委員会に報告し、本校が主体となって調査を行う。ただし、従前の経緯や事案の特性、いじめられた生徒又は保護者の訴えなどを踏まえ、本校主体の調査では、重大事態への対処及び同種の事態の発生の防止に必ずしも十分な結果を得られないと深谷市教育委員会が判断する場合や、本校の教育活動に支障が生じるおそれがあるような場合には、深谷市教育委員会の深谷市いじめ問題専門委員会において調査を実施する。

本校が調査主体となる場合、法第28条第3項に基づき、深谷市教育委員会との連携を図りながら実施する。

(4) 調査を行うための組織について

本校は、その事案が重大事態であると判断したときは、当該重大事態に係る調査を行うため、速やかに、藤沢中学校いじめ防止等対策委員会を母体とし、弁護士、精神科医、学識経験者及び心理や福祉の専門家等の専門的知識及び経験を有する者であって、当該いじめ事案の関係者と直接の人間関係又は特別の利害関係を有しない者（第三者）の参加を図ることにより、当該調査の公平性・中立性を確保する。

(5) 事実関係を明確にするための調査の実施

「事実関係を明確にする」とは、重大事態に至る要因となつたいじめ行為が、いつ（いつ頃から）、誰から行われ、どのような態様であったか、いじめを生んだ背景・事情や生徒の人間関係にどのような問題があったか、本校・教職員がどのように対応したかなどの事実関係を、可能な限り網羅的に明確にすることである。この際、因果関係の特定を急ぐことなく、客観的な事実関係を速やかに調査する。

この調査は、本校が事実に向き合うことで、当該事態への対処や同種の事態の発生防止を図るものであり、深谷市教育委員会のいじめ問題専門委員会に対して積極的に資料を提供するとともに、調査結果を重んじ、主体的に再発防止に取り組む。

ア いじめられた生徒からの聴き取りが可能な場合

いじめを受けた生徒から可能な限り聴き取った上で、在籍生徒や教職員に対する質問紙調査や聴き取り調査を行う。この際、いじめを受けた生徒や情報を提供してくれた生徒を守ることを最優先とした調査実施が必要である（例えば、質問票の使用に当たり個別の事案が広く明らかになり、被害生徒の学校復帰が阻害されることのないよう配慮する等）。

調査による事実関係の確認とともに、いじめた生徒への指導を行い、いじめ行為を止める。

いじめを受けた生徒に対しては、事情や心情を聴取し、いじめを受けた生徒の状況に合わせた継続的なケアを行い、落ち着いた学校生活復帰の支援や学習支援等を行う。

これらの調査を行うに当たっては、国の基本方針の別添「学校における『いじめの防止』『早期発見』『いじめに対する措置』のポイント」を参考にしつつ、事案の重大性を踏まえて、関係機関ともより適切に連携するなどして、対応に当たる。

イ いじめを受けた生徒からの聴き取りが不可能な場合

生徒の入院や死亡など、いじめを受けた生徒からの聴き取りが不可能な場合は、当該生徒の保護者の要望・意見を十分に聴取し、迅速に当該保護者に今後の調査について協議し、調査に着手する。調査方法としては、在籍生徒や教職員に対する質問紙調査や聴き取り調査などが考えられる。

(6) 自殺の背景調査における留意事項

生徒の自殺という事態が起こった場合の調査の在り方については、その後の自殺防止に資する観点から、自殺の背景調査を実施することが必要である。この調査においては、亡くなった生徒の尊厳を保持しつつ、その死に至った経過を検証し再発防止策を講ずることを目指し、遺族の気持ちに十分配慮しながら行うことが必要である。

いじめがその要因として疑われる場合の背景調査については、法第28条第1項に定める調査に相当することとなり、その在り方については、次の事項に留意し、「子どもの自殺が起きたときの調査の指針」（平成23年3月子どもの自殺予防に関する調査研究協力者会議）を参考とするものとする。

ア 背景調査に当たり、遺族が、当該生徒を最も身近に知り、また、背景調査について切実な心情を持つことを認識し、その要望・意見を十分に聴取するとともに、できる限りの配慮と説明を行う。

イ 在校生及びその保護者に対しても、できる限りの配慮と説明を行う。

ウ 死亡した生徒が置かれていた状況として、いじめの疑いがあることを踏まえ、本校は、遺族に対して主体的に、在校生へのアンケート調査や一斉聴き取り調査を含む詳しい調査の実施を提案する。

エ 詳しい調査を行うに当たり、本校は、遺族に対して、調査の目的・目標、調査を行う組織の構成等、調査の概ねの期間や方法、入手した資料の取扱い、遺族に対する説明の在り方や調査結果の公表に関する方針などについて、できる限り遺族と合意しておくことが必要である。

- オ 調査を行う組織については、弁護士、精神科医、学識経験者及び心理や福祉の専門家等の専門的知識及び経験を有する者であって、当該いじめ事案の関係者と直接の人間関係又は特別の利害関係を有する者ではない者（第三者）について、職能団体や大学、学会からの推薦等により参加を図ることにより、当該調査の公平性・中立性を確保するよう努める。
- カ 背景調査においては、自殺が起きた後の時間の経過等に伴う制約の下で、できる限り偏りのない資料や情報を多く収集し、それらの信頼性の吟味を含めて、客観的に、特定の資料や情報にのみ依拠することなく総合的に分析評価を行う。
- キ 客観的な事実関係の調査を迅速に進めが必要であり、それらの事実の影響についての分析評価については、専門的知識及び経験を有する者の援助を求めることが必要であることに留意する。
- ク 本校が調査を行う場合においては、深谷市教育委員会から情報の提供について必要な指導及び支援を受ける。
- ケ 情報発信・報道対応については、プライバシーへの配慮の上、正確で一貫した情報提供が必要であり、初期の段階で情報がないからといって、トラブルや不適切な対応がなかったと決めつけることや、断片的な情報で誤解を与えることのないよう留意する。なお、亡くなった生徒の尊厳の保持や、生徒の自殺は連鎖（後追い）の可能性があることなどを踏まえ、報道の在り方に特別の注意が必要であり、WHO（世界保健機関）による自殺報道への提言を参考にする。また、「New I's」の「Ⅱ 自殺予防対策編『資料』」、「I's 2019」の「自殺防止について」も参考にする。

(7) その他留意事項

重大事態が発生した場合に、関係のあった生徒が深く傷つき、本校全体の生徒や保護者や地域にも不安や動搖が広がったり、時には事実に基づかない風評等が流れたりする場合もある。本校は、生徒や保護者への心のケアと落ち着いた学校生活を取り戻すための支援に努めるとともに、予断のない一貫した情報発信、個人のプライバシーへの配慮に留意する。

9 取組の評価・検証

本校は、いじめの防止等に向けた取組について学校評価を用いて検証し、次年度の計画作成に生かす。

資料編

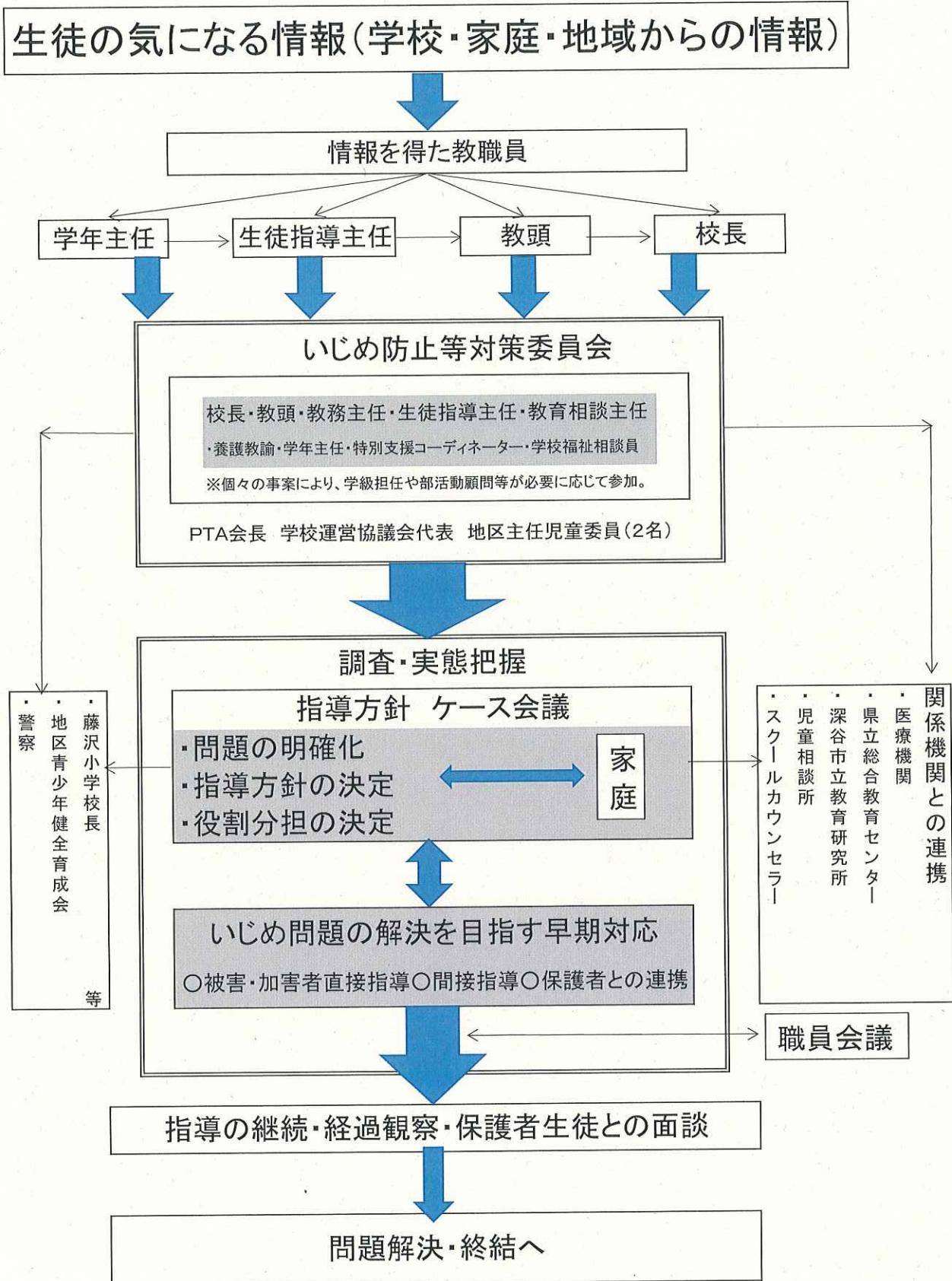
<資料編>

- ・いじめ防止対策年間指導計画
- ・組織対応図
- ・生活(いじめ)アンケート
- ・教育相談事前記入カード
- ・家庭用いじめ発見チェックシート
- ・いじめ早期発見チェックポイント
- ・いじめ防止取組チェックポイント
- ・いじめ撲滅宣言
- ・いじめ相談窓口一覧
- ・いじめ防止への取り組み
花壇作りとオープンガーデン
サイバー犯罪防止教室
人権集会 等

4月		5月		6月		7月		8月		9月		10月		11月		12月		1月		2月		3月					
学級開き 人間関係づくり 保護者会等でいじめ対策 保護者への啓発	いじめ防止等対策委員会 ・指導方針 ・組織つくり ・指導計画等	前期人権旬間	携帯・ネットいじめ防止教室	家庭訪問等でいじめ対策 保護者への啓発	生活(いじめ)アンケート	生活(いじめ)アンケート	アセス調査実施	生活(いじめ)アンケート	教育相談(三者面談)	生活(いじめ)アンケート	教育面談	いじめアンケート	職員いじめ発見強調月間	いじめアンケート	職員いじめ発見強調月間	いじめアンケート	職員いじめ発見強調月間	いじめアンケート	職員いじめ発見強調月間	いじめアンケート	職員いじめ発見強調月間	いじめアンケート	職員いじめ発見強調月間				
未然防止	いじめ撲滅強調月間	いじめ撲滅強調月間	新入生説明会(携帯・ネットいじめ防止教室)	生徒会いじめ撲滅キャンペーン	新入生説明会(携帯・ネットいじめ防止教室)	いじめ撲滅強調月間	いじめ撲滅強調月間	いじめ撲滅強調月間	いじめ撲滅強調月間	いじめ撲滅強調月間	いじめ撲滅強調月間																
早期発見	いじめアンケート	いじめアンケート	アセス調査実施	いじめアンケート	教育面談	いじめアンケート	職員いじめ発見強調月間	いじめアンケート	職員いじめ発見強調月間	いじめアンケート	職員いじめ発見強調月間	いじめアンケート	職員いじめ発見強調月間	いじめアンケート	職員いじめ発見強調月間	いじめアンケート	職員いじめ発見強調月間	いじめアンケート	職員いじめ発見強調月間	いじめアンケート	職員いじめ発見強調月間						
対応	いじめ防止等対策委員会 ・1年間のまとめ ・次年度の計画 ・基本方針の見直し	いじめ撲滅強調月間	新入生説明会(携帯・ネットいじめ防止教室)	生徒会いじめ撲滅キャンペーン	新入生説明会(携帯・ネットいじめ防止教室)	いじめ撲滅強調月間	いじめ撲滅強調月間	いじめ撲滅強調月間	いじめ撲滅強調月間	いじめ撲滅強調月間	いじめ撲滅強調月間																

應對

いじめ問題への組織的対応図



生活アンケート

※前回のアンケートから本日までの間のこと記入をしてください。

R6 4月 深谷市立藤沢中学校

年 組 番 氏名 _____

☆ 普段の自分の学校生活をふり返り、次の各質問について、もっともよく当てはまるものに○をつけてください。

		質問	よくできる	だいたいできる	あまりできない	できない
○けじめある生活ができる	1 時刻を守る	1 登下校時刻を守ることができる。				
		2 授業や活動の始まる時刻を守ることができます。(基)				
		3 夜9時以降、インターネット・スマートフォン・携帯電話の使用をやめている。				
	2 身の回りの整理整頓をする	4 脱いだ履き物のかかとをそろえることができる。(基)				
		5 机やロッカーの中の整理整頓をしたり、協力して教室の整理整頓をしたりすることができる。				
○礼儀正しく人と接することができる	3 進んでやるやいさつを	6 時と場に応じた気持ちよいあいさつ・返事をすることができる。(基)				
		7 時と場に応じて、心を込めたていねいな言葉づかいができる。				
	4 丁寧な言葉づかいを身につける	8 相手の気持ちやその場の状況を考え、やさしい言葉づかいができる。				
		9 学習の準備を整え、授業にのぞむことができる。				
○約束やきまりを守ることができる	5 学習の決まりを守る	10 先生の話や友だちの発表をしっかり聞き、発表することができる。				
		11 人の集まるところでは静かにし、集団の場にふさわしい態度をとることができる。				
	6 生活のきまりを守る	12 進んで掃除や美化活動に取り組み、学校をきれいにすることができる。				

13 中学校の服装の決まりをしっかりと守っていますか。当てはまるものを1つ選び○をつけてください。

- ・全て守っている
- ・だいたい守っている
- ・あまり守っていない
- ・全く守っていない

14 毎日、登下校でヘルメットをしっかりとかぶっていますか。当てはまるものを1つ選び○をつけてください。

- ・必ずかぶっている
- ・だいたいかぶっている
- ・あまりかぶっていない
- ・全くかぶっていない

15 家で自分で計画を立てて勉強している。当てはまるものを1つ選び○をつけてください。（全国学質問）

- ・当てはまる
- ・どちらかといえば当てはまる
- ・どちらかといえば当てはまらない
- ・当てはまらない

16 自分にはよいところがあると思いますか。当てはまるものを1つ選び○をつけてください。

- ・当てはまる
- ・どちらかといえば当てはまる
- ・どちらかといえば当てはまらない
- ・当てはまらない

17 スマートフォン・インターネット等にフィルタリングをかけていますか。当てはまるものを1つ選び○をつけてください。

- ・持っていない
- ・フィルタリングをかけている
- ・フィルタリングをかけていない

18 無言ひざつき清掃を毎日やっていますか。当てはまるものを1つ選び○をつけてください。（基）

- ・当てはまる
- ・どちらかといえば当てはまる
- ・どちらかといえば当てはまらない
- ・当てはまらない

19 校歌を大きな声で歌っていますか。当てはまるものを1つ選び○をつけてください。（基）

- ・当てはまる
- ・どちらかといえば当てはまる
- ・どちらかといえば当てはまらない
- ・当てはまらない

○ 自分の気持ちに合う数字に○をつけてください。

20. 将来の夢や目標をもっています。 (全国学質問)	もっている	4・3・2・1	もっていない
21. 学校生活は楽しいですか。 (全国学質問)	とても楽しい	4・3・2・1	楽しくない
22. 仲の良い友達がいますか。	たくさんいる	4・3・2・1	いない
23. 授業は全体的によく分かりますか。	よく分かる	4・3・2・1	分からぬ
24. 学校生活でみんなといっしょに活動するの楽しいですか。	とても楽しい	4・3・2・1	楽しくない
25. 生徒の間で話し合う活動を通じて、自分の考えを深めたり、広げたりすることができていると思う。 (全国学質問)	とても思う	4・3・2・1	思わない
26. 部活動は楽しくやりがいがありますか。	とても楽しい	4・3・2・1	楽しくない
27. あなたの学級では、学級生活より良くするために学級活動で話し合い、互いの意見の良さを活かして解決方法を決めている。（全国学質問）	とても思う	4・3・2・1	思わない

28 あなたは平日(土日祝日を除いて)に平均して、どのくらいの時間、インターネットを利用しますか。

- ・使っていない
- ・30分以内
- ・1時間以内
- ・2時間以内
- ・2時間以上

29

学校の授業以外に平日1日あたりどれくらいの時間、勉強していますか。（全国学質問）

- ・全くしない
- ・30分以内
- ・1時間以内
- ・2時間以内
- ・2時間以上
- ・3時間以上

年 組 番 氏 名

○このアンケートはみなさんが安心して学校生活を送れるようにすることを目的に行うものです。今の学校生活の状態について、自分の気持ちに一番近いものに○を付けてください。

	質問項目	4 ……まったくない 3 ……ほとんどない 2 ……ときどきある 1 ……よくある
①	自分の持ち物が無くなったり、捨てられたり、わざと壊されたりすることがある。	4 · 3 · 2 · 1
②	わざとぶつかれたり、叩かれたり蹴られたりすることがある。	4 · 3 · 2 · 1
③	お金を要求されたり、嫌なことを無理矢理やらされたりすることがある。	4 · 3 · 2 · 1
④	朝、自分の机や椅子、持ち物などがいたずらされていないか心配で確認することがある。	4 · 3 · 2 · 1
⑤	授業中に間違ったり、つまずいたりすると、バカにされたり、しらけるような態度をとられることがある。	4 · 3 · 2 · 1
⑥	机を離されたり、無視するような態度を取られることがある。	4 · 3 · 2 · 1
⑦	ひやかしやからかいの自分の悪口や陰口を聞くことがある。	4 · 3 · 2 · 1
⑧	下校中に、カバンをたくさん持たされたり、一方的に悪ふざけをされることがある。	4 · 3 · 2 · 1
⑨	パソコンや携帯電話（スマートフォン）のサイトやメールに嫌なことや嫌な画像や動画を書き込まれたり送られたりすることがある。	4 · 3 · 2 · 1
⑩	LINEでしつこいくらい連絡があることがある。	4 · 3 · 2 · 1
⑪	学校に行きづらいと感じることがある。	4 · 3 · 2 · 1
⑫	休み時間に、教室に居づらくて職員室や保健室に行くことがある。	4 · 3 · 2 · 1
⑬	部活動、委員会活動での友人との関わりなどをつらいと感じることがある。	4 · 3 · 2 · 1
⑭	悩みごとがあっても、人に相談できないことがある。	4 · 3 · 2 · 1
⑮	掃除のときはいつも楽な仕事しかしないことがある。	4 · 3 · 2 · 1
⑯	人のものを勝手に使うことがある。	4 · 3 · 2 · 1
⑰	友だちのお金やものを借りたままにしていることがある。	4 · 3 · 2 · 1
⑱	友だちをからかうことがある。	4 · 3 · 2 · 1
⑲	汚い言葉を使うことがある。	4 · 3 · 2 · 1
⑳	だれか決まった人を遊びに加えないことがある。	4 · 3 · 2 · 1

○学校でいじめにあつたり、見たことはありませんか。あれば教えてください。

○学校生活に不安や悩みはありませんか。あれば教えてください。



ご協力ありがとうございました。

教育相談（事前記録カード）

藤沢中学校

保護者用（保護者が記入）

年 組 番 名前

私の子どもの様子について

- ① 起床する時刻は？ (時 分頃)
- ② 就寝する時刻は？ (時 分頃)
- ③ 朝食を食べますか？ (食べる ・ 時々食べる ・ 食べない)
- ④ 朝、家を出る時刻は？ (時 分頃) で (早い ・ ちょうどよい ・ 遅い)
- ⑤ 学校から帰宅する時刻は？ (時 分頃) で (早い ・ ちょうどよい ・ 遅い)
- ⑥ 自分から学習する時間？ (約 時間 分)
- ⑦ テレビ（含むゲーム）などの視聴時間は？ (約 時間 分)
- ⑧ 携帯電話を持って (いる ・ いない) 1日 (約 時間 分) 使う
- ⑨ 学習塾に通つて (いる ・ いない) 教科は (週 回)
- ⑩ お稽古ごとを習つて (いる ・ いない) (を 年 習う)
- ⑪ 家の手伝いや仕事を (よくする ・ 頼むとする ・ ほとんどしない)
- ⑫ 学校からのプリント類を (見せる ・ 時々見せる ・ ほとんど見せない)
- ⑬ 学校の話などを (よくする ・ 少しする ・ ほとんどしない)
- ⑭ 将来の夢や職業について話を (よくする ・ 少しする ・ ほとんどしない)
- ⑮ よくつきあっている友人は誰ですか？ () () ()
- ⑯ 服装・持ち物などは (今までと変わらない ・ 少し変わってきた)
- ⑰ 月々のお小遣いを (決めている ・ 決めていない)
- ⑱ 最近よくなつたことは？
- ⑲ 最近気になることは？
- ⑳ 今回の面談で話題にしたいこと

教育相談（事前記録カード）

藤沢中学校

生徒用（生徒が記入）

年 組 番 名前

私の生活 次の項目について自己評価してみよう。

(◎ 大変よい ○ まあまあよい △ 努力が必要 × 悪い)

学習面	評価	生活面	評価
1 学習態度		1 あいさつや返事	
2 授業道具の準備		2 ゆとりある登校	
3 授業の予習		3 服装や身だしなみ	
4 授業の復習		4 当番活動（清掃・給食・日直）	
5 課題の提出		5 委員会や係の仕事	
6 定期テスト勉強		6 提出物を期限までに出す	
7 家庭学習の時間は	平均 時間	7 1日の睡眠時間は	平均 時間

① 楽しく学校生活を過ごしていますか？（楽しい・まあまあ楽しい・少し楽しくない）

その理由

② 学習面で困っていることはありますか？（ない・少しある・ある）

「少しある・ある」の人は、その内容を書いてください

③ 友達関係で困っていることはありますか？（ない・少しある・ある）

「少しある・ある」の人は、その内容を書いてください

④ 部活動に参加していますか？（している・時々休む・休むことが多い）

「時々休む・休むことが多い」の人は、その理由を書いてください

⑤ 面談で話したいことを書きましょう。

家庭用いじめ発見チェックシート



1 起床から登校前

お子さんの様子はいかがですか？	大丈夫	心配
◇布団からなかなか出てこなかつたり、具合が悪そうである。		
◇けだるそうな、疲れた表情である。		
◇いつもと違つて朝食を食べようとしない。		
◇ぼんやりしたり、ふさぎこんでいたりする。		
◇学校に行くのを渋つたりする。		
◇いつも特定の子が無理やり迎えに来る。		

2 登校中

お子さんの様子はいかがですか？	大丈夫	心配
◇友達の荷物を持たされている。		
◇一人で登校するようになる。		
◇遠回りして登校している。		
◇途中で家に帰ってくる。		

3 帰宅前

お子さんの様子はいかがですか？	大丈夫	心配
◇服が汚れていたり、破れていたりする。		
◇あざや擦り傷があつてもその理由を言わない。		
◇自分の部屋に駆け込み、なかなか出てこない。		
◇いつもより帰宅が遅い。		
◇自転車や持ち物等が壊されいる。		
◇学校の話をしなくなる。		
◇外出したがらない。		
◇道具や持ち物に落書きがある。		



4 夕食時から就寝まで

お子さんの様子はいかがですか？	大丈夫	心配
◇食欲がない。		
◇特定の友達に対する言葉遣いが不自然に丁寧である。		
◇友達の話をしなくなったり、いつも遊んでいた友達と遊ばなくなったりする。		
◇親と視線を合わせない。		
◇お金の使い方が荒くなったり、無断で持ち出すようになる。		
◇部屋にある持ち物がなくなっていく。		
◇買い与えた覚えのない品物を持っている。		
◇友達から頻繁に電話がかかってくる。		
◇電話に出たがらない。		
◇ノート等に「死ね」などの言葉が書かれている。		
◇部屋に閉じこもりがちで、好きな趣味などにも興じなくなる。		
◇成績が下がり、書く文字の筆圧が弱くなる。		
◇家族の者と話をしなくなる。		
◇いじめの話をすると強く否定する。		
◇気力を無くしたり弟や妹をいじめるなど、急に乱暴になったり情緒不安定になる。		
◇武道を習いたいと言い出す。		
◇疲れた様子である。		
◇なかなか寝つけないようである。		

保護者の皆様へ

○学期が始まり、二か月が経ち、○○祭も終わりました。お子さんの気持は、日々変わっています。晴れの日もあれば、雨の日もあります。学校であったことはもちろん、家庭でいろいろと話してみてください。本チェックシートは、お子さんがいじめにあっているかどうかを知る手がかりとなるように作られたものです。このチェックシートをもとにお子さんの様子を見てください。

心配なことは、遠慮せず相談してください。 深谷市立藤沢中学校



いじめ早期発見チェックポイント

教職員用

藤沢中学校

氏名 _____

	月 日	5	7	10	12	2
確認したら「○」						
朝の会	担任が来るまで廊下で待っている。					
	他の生徒より早く登校する。					
	理由のはっきりしない遅刻や欠席が多くなる。					
	担任のあいさつや出席確認のときに返事がない、または極端に小さい。					
授業開始及び授業中	沈んだ表情や緊張した様子をしている。					
	一人遅れて教室に入ってくる。					
	授業の始めに用具が散乱している。					
	忘れ物が多くなる。					
授業終了後	班決めなどの時、話し合いの輪に入れないと困る。					
	係などを選ぶとき、その子の名前があがったり、ふざけ半分に推薦されたりする。					
	ほめられると嘲笑やからかい等が起こる。					
	正しい意見なのに冷やかされる。					
	発表回数が少なくなり、活発さがなくなる。					
	教室の掲示物や作品、机に落書きやいたずらをされる。					
	その生徒への配布を嫌がる雰囲気がある。					
	実験などの後片付けをいつもやらされている。					
	道具や器具にさわらせてもらはず、順番がなかなか回ってこない。					
	音楽の授業で歌えなくなる。					
休み	内緒話をされている。					
	不自然に机や椅子が離されている。					
	不調を訴え、保健室に行くことが増える。					
	いつも一人でポツンとしている。					
休憩時間	笑顔が見られずおどおどしている。					
	特に用事がないのによく職員室に来る。					
	移動教室の時、荷物を持たされている。					
	プロレスごっこなどでやられている。					
授業終了後	保健室や相談室に来る回数が多くなる。					
	授業が始まても教室に戻りたがらない。					

時 間	給食・清掃時				
	給食を食べない、食欲がない。				
	配膳を嫌がられている。				
	一人黙々と清掃しているが、表情が暗い。				
帰 り の 会	机や椅子が運ばれずに、放置されている。				
	持ち物がなくなったと、よく訴えに来る。				
	服が汚れていたり、破けていたりしている。				
	泣いている、または机に伏せたままでいる。				
	自分の持ち物でないものを机やロッカーに入れられている。				
	皆の嫌がる仕事や大変な仕事を押し付けられている。				
	一人で離れて仕事をしている。				
	無理に役員を押し付けられる。				
	参加しないことが多く、表情も暗い。				
	一人だけで、大変な仕事（準備や後片付け）をやらされている。				
部 活 動	練習のふりをして、ボールを当てられたり、体当たりされたりしている。				
	他の部員から強い口調で注意されたり、使い走りにされたりしている。				
	辞めたいなどの訴えがある。				
	道具を隠される。				
	孤立している。				
	いつも教師に相談したそうに寄ってくる。				
	鞄や持ち物がなくなっている。				
	ゴミ箱の中に持ち物や服等が捨てられている。				
	校舎内の柱や壁などに悪口や傷つくような内容の落書きをされている。				
	皆の荷物を持たされている。				
	遠回りして帰る。				
	下校が早い。				
	いつまでも学校に残っている。				
	一人で帰る				

いじめ防止の取組チェックポイント(○×)

		項目	評価
指 導 体 制	1	いじめの問題の重大性を全教職員が認識し、校長を中心に一致協力体制を確立して実践を行っているか。	
	2	いじめの態様、原因・背景、具体的な指導上の留意点等について職員会議などの場で取り上げ、教職員間の共通理解を図っているか。	
	3	いじめをはじめとする問題行動等に対しては、あらかじめ定められている指導基準に基づき、「してはいけないことはしてはいけない」と毅然としたねばり強い指導をおこなっているか。	
	4	いじめられている子供の立場に立った指導を行うとともに、いじめられている生徒を守りとおす姿勢を示しているか。	
	5	いじめの問題について、特定の教員が抱え込んだり、事実を隠したりすることなく、報告・連絡・相談・確認を確実に行い、学校全体で対応する体制が確立しているか。	
教 育 指 導	6	お互いを思いやり、尊重し、生命や人権を大切にする指導等の充実に努めているか。特に、「いじめは人間として許されない」との強い認識に立って指導にあたっているか。	
	7	学校全体として、校長をはじめ各教職員がそれぞれの指導場面においていじめの問題に関する指導の機会を設け、積極的に指導を行うよう努めているか。	
	8	道徳や学級活動(ホームルーム)の時間にいじめに関わる問題を取り上げ、指導が行われているか。	
	9	学級活動(ホームルーム)や児童生徒会活動などにおいて、いじめの問題との関わりで適切な指導助言が行われているか。	
	10	生徒に幅広い生活体験を積ませたり、社会性の涵養や豊かな情操を培う活動の積極的な推進を図っているか。	
	11	教職員の言動が、生徒を傷つけたり、他の児童生徒によるいじめを助長したりすることのないよう細心の注意を払っているか。	
	12	いじめを行う生徒に対しては、総合的な背景の理解や特別な指導計画による指導の他、状況によっては、出席停止や警察との連携による措置も視野に入れた、毅然とした対応を行うこととしているか。	
	13	いじめられている生徒に対して、心のケアやさまざまな弾力的措置等、いじめから守り通すための対応を行っているか。	
	14	いじめが解消したと見られる場合でも、継続して十分な注意を払い、折に触れる必要な指導を行っているか。	
	15	部活動(中高生)における生徒同士の人間関係等を積極的に把握し、良好な関係が築けるよう指導しているか。	
	16	授業規律を確立するために指導方針や指導基準を明確に示して、全教職員で取り組んでいるか。	
早 期 発 見 ・ 早 期 対 応	17	教職員は、日常の教育活動を通じ、教職員と生徒、生徒間の好ましい人間関係の醸成に努めているか。	
	18	生徒の生活実態について、きめ細かく把握に努めているか。	
	19	生徒が発する危険信号を見逃さず、その一つ一つに的確に対応しているか。	
	20	いじめについて訴えなどがあったときは、問題を軽視することなく、保護者や友人関係等からの情報収集等を通じて事実関係の把握を正確かつ迅速に行い、事実を隠蔽することなく、的確に対応しているか。	
	21	いじめの問題解決のため、教育委員会との連絡を密にするとともに、必要に応じ教育センター、児童相談所、警察等の地域の関係機関と連携協力をしているか。	
	22	校内に生徒の悩みや要望を受け止めることができるような教育相談(スクールカウンセラー、相談員等)の体制が整備されているか。また、それは適切に機能しているか。	
	23	学校における教育相談体制について、保護者にも十分理解され、保護者の悩みに応えることができる体制になっているか。	
	24	教育相談の実施にあたっては、必要に応じて教育センター等の専門機関との連携が図られているか。また、教育センター、人権窓口、児童相談所等学校以外の相談窓口について、周知や広報の徹底が行われているか。	
	25	生徒等の個人情報の取扱について、適切に取り扱われているか。	
	26	学校におけるいじめへの対応方針や指導計画等を公表し、保護者や地域住民の理解を得られるようにしているか。	
家庭 地 域 と の 連 携	27	家庭や地域に対して、いじめの問題の重要性の認識を広めるとともに、家庭訪問や学校通信などを通じて、家庭との緊密な連携協力を図っているか。	
	28	いじめが起きた場合、学校として家庭との連携を密にし、一致協力してその解決にあたっているか。いじめの問題について、学校のみで解決することに固執しているような状況はないか。	

生徒会本部を中心とした「いじめ撲滅」のための活動

(1) 生徒会本部提案の宣言

藤沢中学校 いじめ撲滅宣言

いじめは決して許されない。

藤沢中の全生徒が今も、これからも、いじめを許さない強く優しい人権感覚を持ち、そして、磨き続けるように各クラスの話し合いの活動の成果を生かした「藤沢中学校生徒会いじめ撲滅宣言」を作成した。

・いじめている人
(自分の行動を振り返ります)

・いじめられている人
(周りに助けを求めます)

・見ている人
(いじめを止める勇気を持ちます)

いじめのおそろしさを理解し、
全員がしない止め話をしきけ
る、のろつの勇気を持ち、
全員の笑顔を守ることを
宣言します。

全員で宣言を守り、いじめの無い、よりよい
藤沢中学校にしていきましょう。

(2) この宣言の生かし方

- ・本年度は教室掲示・階段あたりに大きい掲示
- ・比較的長い期間で掲示

→ 来年も掲示・各クラスで活用

※活用方法：前期後期の人権旬間での指導で活用

※後期人権旬間では、各クラスのイジメ撲滅宣言を話し合いの中できめる

いじめ相談窓口 一覧

相談・活動名	機関等	連絡先	相談形式・受付時間等	対象
深谷いーネット	深谷市教育研究所	電話 0120-4-78374 FAX 0120-4-78374 メール e-net@city.fukaya.saitama.jp	電話・FAX・メール 月曜日～金曜日 (8:30～16:30)	子ども 保護者
深谷市立教育研究所 教育相談	深谷市立教育研究所	電話 048-572-9456	電話または来所 月曜日～金曜日(祝日・年末年始を除く) 午前9時～正午、午後1時～午後30分	保護者
よい子の電話教育相談 (子ども用)	埼玉県教育委員会	電話 0120-86-3192	毎日 24 時間 (無休)	子ども
よい子の電話教育相談 (保護者用)	埼玉県教育委員会	電話 048-556-0874	毎日 24 時間 (無休)	保護者
学校関係の電話相談 (子ども・保護者)	埼玉県教育委員会	電話 048-830-6737	月曜日～金曜日 午前9時～午後4時(祝日・年末年始を除く)	子ども・保護者
子どもスマイルネット	埼玉県子ども権利擁護委員会	電話 048-822-7007	毎日(祝日・年末年始を除く) 午前10時30分～午後6時	子ども・保護者
埼玉県警察少年サポートセンター ヤングメール	埼玉県警 埼玉県警	電話 048-865-4152 県警ホームページから		子ども・保護者
熊谷児童相談所	厚生労働省	電話 048-521-4152	月曜日～金曜日 午前8時30分～午後6時15分(土日・祝日・年末年始を除く)	子ども・保護者
埼玉いのちの電話	社団法人 埼玉いのちの電話	電話 048-645-4343	毎日 24 時間 (無休)	子ども・保護者
少年サポートセンター北分室 熊谷相談室 ネットいじめ・ネットトラブルなどの通報窓口	埼玉県警 教育局生徒指導課	電話 048-524-4016 netpat-saitama@true.ocn.ne.jp	月曜日～金曜日(祝日・年末年始を除く) 午前9時～午後4時	子ども・保護者
24時間いじめ相談ダイヤル	文部科学省	電話 0570-0-78310	24時間	子ども・保護者
子どもの人権110番 国・ヤング・テレホン・コーナー	法務省 警視庁	電話 0120-007-110 03-3580-4970	平日 8:30～17:15 毎日 24 時間 (無休)	子ども・保護者等
NPOチャイルドライン	NPOチャイルドライン支援センター	電話 0120-99-7777	毎日、午後4時から午後9時	子ども

いじめ防止への取り組み(心を育てて)

○サイバー犯罪防止教室

インターネットやスマートフォンなどの手段や特性、SNS の危険性を理解させ、正しいネットの使い方を考えさせている。ネットでのいじめについて考え、使い方を見直す機会となっている



○人権旬間(前期・後期)

生徒の人権意識の高揚を図り、身の回りの様々な人権侵害や差別の問題に、正しく対処できる力を育てている。

人権朝会

